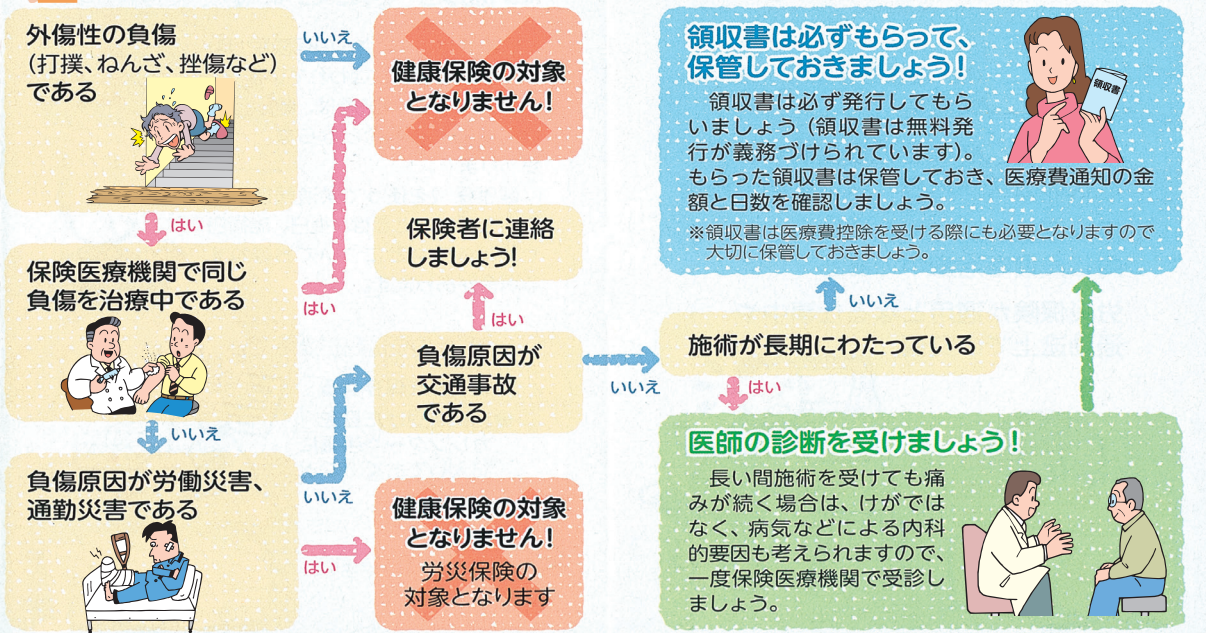


柔道整復の正しいかかり方

柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかる際、国民健康保険の対象となる場合とならない場合があります。看板に「各種保険取り扱い」など書いてあっても、どのような場合も保険が使えるわけではありません。あとで全額自己負担となる場合もありますのでご注意ください！

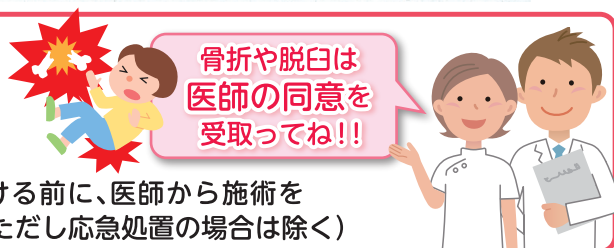
check!

チャートでチェック! 整骨院・接骨院のかかり方



国民保険の対象となる場合

- 外傷によって生じた骨折・不全骨折(ひび)・脱臼・打撲・捻挫・肉ばなれであること。
- 骨折・不全骨折・脱臼の場合は、柔道整復師の施術を受ける前に、医師から施術を受けることへの同意を文書か口頭で得ていること。(ただし応急処置の場合は除く)



国民保険の対象とならない場合

例えば...

- ① 疲労による肩こり、筋肉痛など。
- ② 慰安目的のあん摩・マッサージ代わりの利用。
- ③ 加齢による腰痛、五十肩など。
- ④ 関節リウマチなど内科的病気が原因のもの。
- ⑤ 施術目的以外のついで受療。
- ⑥ 症状の改善が見られないのに漫然と施術が行なわれている場合。



施術を受けるときの

注意事項

- ① 負傷の原因(いつ・どこで・何をして・どんな症状)を正しく伝えてください。
- ② 病院での治療と重複はできません。
- ③ 施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けてください。
- ④ 療養費支給申請書は、自分で署名(サイン)してください。
- ⑤ 領収書は必ずもらいましょう。



施術内容についての調査にご協力ください

柔道整復施術療養費は、あなた、そして国民健康保険に加入している方々の保険税等から支払われます。医療費の適正な支出のため、支給要件に合致するか、また、柔道整復師からの請求内容に不正がないかを確認する必要があるため、あなたに対して施術内容についての照会文書を送付する、又は訪問して聞き取りを行う場合があります。照会文書が届いた場合や保健師等が訪問した場合には、ご協力をお願いします。

お問合せ先 ▶ 石垣市健康保険課給付係 電話 0980-82-8126

はり・きゅう、あん摩マッサージ指圧にかかるとき

国民健康保険の資格確認書等を使用してはり・きゅう、マッサージなどの施術を受ける場合は、**医師の同意書**が必要となります。正しく施術を受けるためのルールを知っておきましょう。

○ はり・きゅうで 国民健康保険の対象となるもの

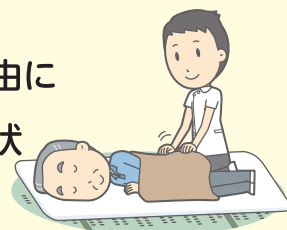
- 神経痛
- リウマチ
- 頸腕症候群
- 五十肩
- 腰椎症
- 頸椎ねんざ後遺症



※上記の疾病以外の病名であっても、慢性的な疼痛を主病とする疾患であれば、国民健康保険の対象となる場合があります。

○ あん摩マッサージ指圧で 国民健康保険の対象となるもの

- 筋麻痺
筋肉が麻痺して自由に動けないような症状
- 関節拘縮
関節が硬くて動きが悪い症状



※マッサージは原則として病名ではなく、症状に対する施術となります。
上記のような症状があり、治療上マッサージが必要と認められれば国民健康保険の対象となります。

国民健康保険の対象となりません!!

- × 上記疾患以外のもの
- × 病院や診療所などで、同じ対象疾患を治療している。

国民健康保険の対象となりません!!

- × 疲労回復や慰安目的のマッサージ
- × 医療上必要とする症例以外に対するマッサージ。

正しく施術を受けるためのポイント

○医師の同意が必要です！

国民健康保険の資格確認書等を使用して施術を受ける場合、あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。また、施術期間が6か月を超える場合は再同意が必要となります。

○療養費支給申請書の内容を確認して署名を！

令和3年4月1日より、柔道整復と同様の受領委任制度が始まります。このため、施術後に一部負担金を支払う場合、「療養費支給申請書」に署名することが必要ですので、施術内容を確認して署名をしてください。

また、領収書も忘れずにもらいましょう。